練馬区監査委員

市 村 保萩 野 うたみかしわざき 強倉 田 れいか

令和7年度定期監查(4)(建築工事)監查結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、 令和7年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとお り監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年8月1日から同月29日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、 対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技 術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画・設計・積算
 - a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
 - b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行われているか。
 - c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
 - d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
 - e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続等が適切に 実施されているか。
- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立会い、確認、指示および検査が適正に行われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。
- (イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策 は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

(3) 対象工事

- ア 練馬区立大泉学園駅南第二自転車駐車場改修工事
- イ 練馬区立八坂小学校トイレおよびプール改修工事 練馬区立八坂小学校トイレおよびプール等改修機械設備工事

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備第一課
- イ 施設管理担当部施設整備第二課
- ウ 土木部交通安全課
- 工 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。